

○財務省告示第百八十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年六月十三日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年七月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十九回、第三百三十回、第三百三十一回、第三百三十二回、第三百三十三回、第三百三十六回、第三百三十七回、第三百三十八回及び第三百四十六回）、利付国庫債券

（二十年）（第六十三回、第六十五回、第八十四回、第九十三回、第一百零五回、第一百零六回、第一百零七回、第一百一十一回、第一百十二回、第一百四十一回、第一百四十三回、第一百四十四回及び第一百四十六回）及び利付国庫債券（三十年）（第四回及び第五回）

二 発行の根拠
法律及びその
の条項及びそ
の振替法の適
用等

三 特別会計に関する法律（平成十年法律第二十三号）第四十六条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）
の規定の適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

五 募入決定の方法

六 発行額

七 払込金額

八 最低額面金額

九 振替単位

十 発行日

十一 発行価格

十二 利率
十三 経過利子の払込み

利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

額面金額で五千九百七十八億円
内訳（別表のとおり）
六千六百十七億三千四十五万
五千円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと

とする。

平成三十年六月十三日

発行対象国債ごとに、額面金額

百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left[\frac{1 + \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}}{100} \right]$$

（別表のとおり）
募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

の／子に日同
額率利号過と
の金利前十経日
の面債の第の行日
の額債の債からで発
象行対象国債の第の行日
行各発行対象国債の第の行日
各発行各発行対象国債の第の行日
総額×各発行対象国債の第の行日
100×各発行対象国債の第の行日
支規数に
日

（第十三年） （第三百三十回） 利付国庫債券	（第十三年） （第九百二十九回） 利付国庫債券	名称及び記号
○・八%	○・八%	利率（年）
平成九年三月二十五日	平成六年六月二十五日	償還期限
三百十一億	六百七十六億	（発行金額） （額面金額）

（別表）

十七 償還期限
十六 償還金額
十五 償還金の基
十四 準とす
十三 各発行対
十二 象国債の
十一 利回り
十 元利金支
九 払場所
八 入札参加
七 払込期日

（別表のとおり）
額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回りは、平成三十
年六月十二日付で日本証券業
協会が発表した公社債店頭売
買参考統計値表に掲載された
平均値の単利利回りとする。
日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

平成三十年六月十三日

第十号に規定する発行日後の
各発行対象国債の支払期を支
払期とし、各支払期において、
次の算式により算出した金額
を支払う。ただし、支払期が銀
行休業日に当たるときは、その
翌営業日に支払う（償還期限に
ついて同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \text{利率}}{100 \times 1 - \text{利率}}$$

十四 利子

（（利 第二付 六十国 十年庫 五）債 回券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 三）債 回券 ）	（（利 第六十 回三年 ）百）庫 四債 十券	（（利 第八十 回三年 ）百）庫 三債 十券	（（利 第七十 回三年 ）百）庫 三債 十券	（（利 第六十 回三年 ）百）庫 三債 十券	（（利 第四十 回三年 ）百）庫 三債 十券	（（利 第三十 回三年 ）百）庫 三債 十券	（（利 第二十 回三年 ）百）庫 三債 十券	（（利 第一十 回三年 ）百）庫 三債 十券
一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	○ ・ 一 %	○ ・ 四 %	○ ・ 三 %	○ ・ 五 %	○ ・ 六 %	○ ・ 六 %	○ ・ 六 %	○ ・ 六 %
十年平 日十成 二三 月十 二五	日年平 六成 月三 二十五	日年平 三成 月三 二十九	日年平 三成 月三 二十七	十年平 日十成 二三 月十 二十六	十年平 日十成 二三 月十 二十六	日年平 六成 月三 二十六	日年平 三成 月三 二十六	十年平 日十成 二三 月十 二十五	日年平 九成 月三 二十五
一 億 円	三 十 七 億 円	二 億 円	億六 円百 八 十三	七 十 四 億 円	億二 円百 四 十三	九 億 円	四 百 五 億 円	億千 円二 百 十三	億二 円百 三 十六

（（利 回第二付 ）百十国 四）年庫 十）債 三）券	（（利 回第二付 ）百十国 四）年庫 十）債 一）券	（（利 回第二付 ）百十国 十）年庫 二）債 回）券	（（利 回第二付 ）百十国 十）年庫 一）債 回）券	（（利 回第二付 ）百十国 十）年庫 回）債 ）券	（（利 回第二付 ）百十国 六）年庫 回）債 ）券	（（利 回第二付 ）百十国 五）年庫 回）債 ）券	（（利 回第二付 ）百十国 九）年庫 三）債 回）券	（（利 回第二付 ）百十国 八）年庫 四）債 回）券	（（利 回第二付 ）百十国 八）年庫 二）債 回）券	（（利 回第二付 ）百十国 六）年庫 六）債 回）券
一 ・ 六 %	一 ・ 七 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	一 ・ 八 %
日年平 三成 月四 二十 十五	十年平 日十成 二四 月十 二四	日年平 六成 月四 二十 十一	日年平 六成 月四 二十 十一	日年平 三成 月四 二十 十一	九平 月成 二四 月十 日年	九平 月成 二四 月十 日年	日年平 三成 月三 二十 十九	十年平 日十成 二三 月十 二十七	日年平 九成 月三 二十 二十七	十年平 日十成 二三 月十 二十五
億九 百八 十八	三 十一 億 円	二 十八 億 円	二 十八 億 円	二 十八 億 円	二 十一 億 円	十 四 億 円	三 億 円	十 七 億 円	六 億 円	二 十一 億 円

（（利 第三付 五十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 四十国 回年庫 ））債 券	（（利 回第二付 ）百十国 四年庫 十）債 六 券	（（利 回第二付 ）百十国 四年庫 十）債 四 券
二 ・ 二 %	二 ・ 九 %	一 ・ 七 %	一 ・ 五 %
日年平 五成 月四 二十 十三	十年平 日十成 一四 月十 二十二	日年平 九成 月四 二十 十五	日年平 三成 月四 二十 十五
百 十 三 億 円	円五 百 十 七 億	円二 百 六 十 億	十 三 億 円